

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	ICカード更新業務（平成28年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3 随意契約理由	
<p>本業務は、現在役員及び社員等が携帯している役員証及び社員証等のICカードが、平成29年3月31日に有効期限を迎えることから、ICカードの更新を行うものである。</p> <p>現在、当社において、ICカードは入退システム及びPCログイン認証等にと幅広く使用されているが、それらの認証はICカードに記載された情報を読み込むことによって行われている。</p> <p>ICカードに記載される情報は、当社の機密情報であることからセキュアな取扱いが求められるとともに、上記システムの維持管理業務と密接に関連しており、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、総合情報システム等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、システム管理のノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体になって業務を実施するために設立された会社であり、入退システム及びPCログイン認証等を含む当社の管理する総合情報システム等を熟知しているばかりでなく、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際標準規格である「ISO/IEC 27001 (ISMS)」の認証を取得していることから、情報資産を適切に取り扱うことが可能であり、共通の経営目的をもって業務を行い、システム管理のノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	